

奈良県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
ハート薬局	香芝市下田西一―一〇―一九	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年二月一日
社会医療法人健生会大福診療所	桜井市大字大福二四〇―一	訪問リハビリテーション	平成二十三年十一月一日
社会医療法人健生会大福診療所	桜井市大字大福二四〇―一	介護予防訪問リハビリテーション	平成二十六年三月一日